

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成18年9月8日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に、「本項」を「この項」に改め、附則第9項中「附則第35条第1項」を「附則第35条第5項」に、「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改め、附則第10項中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に改め、附則第11項中「附則第35条の2の6第1項」を「附則第35条の2の6第7項」に改め、附則第12項中「附則第35条の3第3項」を「附則第35条の3第13項」に、「附則第6項」を「附則第10項」に改め、附則第13項中「附則第35条の4第1項」を「附則第35条の4第4項」に改め、附則第14項中「附則第35条の4の2第1項」を「附則第35条の4の2第7項」に改め、附則第15項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。